

官報

号外 昭和三十三年四月十九日

○第二十六回 衆議院 會議録第三十四号

昭和三十三年四月十九日(金曜日)

議事日程 第二十八号

昭和三十三年四月十九日

午後一時開議

第一 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めめるの件

第二 社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した案件

日程第一 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めめるの件

日程第二 社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

東北開発促進法案(内閣提出)

午後一時九分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

日程第一 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めめるの件

○議長(益谷秀次君) 日程第一、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めめるの件を議題とした

します。委員長報告を求めます。大蔵委員理事事横鏡重吉君。

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めめるの件

次の財産を皇室用財産として取得することについて、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めめる。

区分	種目	数量	予定価格	事由	工事名称
建物	事務所建	一	一三七〇〇〇〇円	修繕	皇居飯宮殿改装工事
工作物	舗床	一	九七〇〇〇〇円	増設	皇居飯宮殿前広場舗装工事
	橋	一	五七九〇〇〇円	修繕	皇居平川橋改修工事

- (皇居)
- 一、所在地 東京都千代田区一番
- 二、口座名 皇居
- 三、取得財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	工事名称
建物	住宅建	延四七坪	五二、五九〇円	新築	小御所復元工事

〔報告書は會議録追録に掲載〕

○横鏡重吉君

たたいま議題となりました。国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めめるの件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本件は、諸外国の大使等の謁見、接待等に利用しております皇居飯宮殿の改装工事と、飯宮殿前広場の舗装工事及び皇居平川橋の改修工事並びに昭和二十九年八月十六日不慮の火災により焼失いたしました京都御所の小御所の復元工事を行い、これを皇室用財産として取得しようとするものであります。国有財産法第十三条第二項の規定により、国会の議決を求められたものであります。

本委員会におきましては、一昨四月十七日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り決しました。

日程第二 社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第二、社会教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長長谷川保君。

社会教育法の一部を改正する法律案

社公教育法の一部を改正する法律

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 第十三条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対し、当該事業に関し必要な経費について行方補助に関しては、当分の間、適用しないものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔長谷川保君登壇〕

○長谷川保君 たたいま議題となりました社会教育法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を申し上げます。

本案は内閣の提出にかかり、その要旨は、社会教育関係団体のうちで運動

競技に関する全国的及び国際的な事業
を行つて、その主たる目的とする団体に
対して、当分の間、国はその事業遂行
に必要な経費について補助ができるよ
うに、現行法を改正するものでありま
す。

本案は、去る二月二十一日当委員会
に付託されて以来、社会教育関係団体
に対する国の助成について憲法上の疑
義を解明するなど、社会教育振興のた
め、各般にわたつて慎重に審議を重ね
て参りましたが、その詳細については
会議録によつて御承知願ひたいと存じ
ます。

かくて、四月十七日に至り質疑を終
了、討論を省略して採決の結果、全
会一致をもつて原案の通り可決すべ
きものと決定した次第でございます。
(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

森林法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、この
際、内閣提出、森林法の一部を改正す
る法律案を議題となし、委員長の報告

を求め、その審議を進められんことを
望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、日程は追加せられま
した。

森林法の一部を改正する法律案を議
題といたします。委員長の報告を求め
ます。森林水産委員会理事吉川久衛
君。

森林法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決
した。よつて国会法第八十三条によ
りここに送付する。

昭和三十三年三月二十七日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次君

森林法の一部を改正する法律案
森林法の一部を改正する法律
森林法(昭和二十六年法律第二百
四十九号)の一部を次のように改正
する。

第七条第四項第三号中「用材林薪
炭林別、」を削り、同項第四号中「立
木(地域別及び樹種別に省令で定め
る適正伐期齢級以上の齢級に属する
立木を除く。)」を「針葉樹の立木(地
域別及び樹種別に省令で定める適正
伐期齢級以上の齢級に属するものを
除く。)」に改め、「用材林薪炭林別、

広葉樹針葉樹別の」を削る。

第八条第一項中「毎年十一月三十
日まで」を「毎年十二月三十一日ま
で」に改め、同条第四項中「翌年の一
月二十五日まで」を「翌年の二月末日
まで」に改め、同条第五項第三号中
「用材林薪炭林別、」を削り、「許容限
度」の下に「(第五号に規定する森林
がある場合にあつては、同号の広葉
樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立
木材積及び主間伐合計の伐採立木材
積の許容限度に相当する数量をそ
れぞれ控除して算出するものとす
る。)」を加え、同項第四号中「立木
(前条第四項第四号の適正伐期齢級
以上の齢級に属する立木を除く。)」
を「針葉樹の立木(前条第四項第四号
の適正伐期齢級以上の齢級に属する
ものを除く。)」に改め、「用材林薪炭
林別、広葉樹針葉樹別の」を削り、
「許容限度」の下に「(次号に規定する
森林がある場合にあつては、同号の
普通林の主伐立木材積、間伐立木材
積及び主間伐合計の伐採立木材積の
許容限度に相当する数量をそれぞれ
控除して算出するものとする。)」を
加え、同項第五号を第六号とし、
第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公共団体が森林所有者で
ある森林であつて、政令で定め
るところにより、その森林につ
き当該地方公共団体が経営計画
をたて、その経営計画につき都

道府県知事が適當である旨の認
定をしているものがある場合に
は、その森林の立木(普通林の
立木のうち、広葉樹の立木及び
前条第四項第四号の適正伐期齢
級以上の齢級に属する針葉樹の
立木を除く。))について、当該経
営計画に係る森林ごとの普通林
制限林別及び制限林については
広葉樹針葉樹別の主伐立木材
積、間伐立木材積及び主間伐合
計の伐採立木材積のそれぞれ
の許容限度

第八条第七項を同条第八項とし、
同条第六項中「前項第一号及び第二
号」を「第五項第一号、第二号及び第
五号」に改め、同項を同条第七項と
し、同条第五項の次に次の一項を加
える。

6 前項第五号の経営計画は、森林
区施設計画に基いてたてるとし、
し、都道府県知事は、地方公共団
体からの申出に基き、その樹立に
関し必要な助言、勧告その他の援
助を行うものとする。

第十三条第二項中「第八條第五項
第一号又は第二号」を「第八條第五項
第一号、第二号又は第五号」に改め
る。

第十五条中「普通林の立木で第七
條第四項第四号の適正伐期齢級以上
の齢級に属するもの(風倒木、枯損木
その他省令で定める立木を除く。)」

を「普通林の立木(風倒木、枯損木そ
の他省令で定める立木を除く。))のう
ち、広葉樹の立木又は第七條第四項
第四号の適正伐期齢級以上の齢級に
属する針葉樹の立木」に改める。

第十六条第一項ただし書中「除伐
する場合」の下に、第八條第五項第
五号に規定する立木を、省令で定め
るところにより都道府県知事に届け
出て、森林区施設計画に定められた
当該森林についての伐採に関する施
業の要件に抵触せず、且つ、森林区
実施計画に定められた当該立木につ
いての同号のそれぞれの許容限度を
こえない範囲内において伐採する場
合」を加え、同項第二号中「用材林薪
炭林別、広葉樹針葉樹別、伐採種
別」を「伐採種別(制限林にあつては、
主間伐別、広葉樹針葉樹別、伐採種
別)」に改め、同条第二項中「第八條
第六項」を「第八條第七項」に改め、
同条第六項本文中「制限林又は普通
林の用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹
別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐
採立木材積」を「森林の主伐、間伐又
は主間伐合計の伐採立木材積(制限
林にあつては、広葉樹針葉樹別の主
伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木
材積)」に、「森林区施設計画に定めら
れたそれぞれの許容限度」を、森林区
実施計画に定められた第八條第五項
第三号又は第四号のそれぞれの許容
限度」に改め、同項ただし書中「森林

区実施計画に定められたそれぞれの許容限度を、森林区実施計画に定められた第八條第五項第四号のそれぞれの許容限度に改め、同条第七項中「制限林又は普通林の用材林新成林別、広葉樹針葉樹別の主間伐合計の伐採立木材積を、森林の主間伐合計の伐採立木材積(制限林にあつては、広葉樹針葉樹別の主間伐合計の伐採立木材積)」に、「森林区実施計画に定められたその許容限度を、森林区実施計画に定められた第八條第五項第三号又は第四号のその許容限度」に改め、「六月一日」の下に、「九月一日及び十二月一日を加え、「その日」を、これらの日に、「第八條第五項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度」を、同項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度に、「用材林新成林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積」を「主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積(制限林にあつては、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積)」に、「公表することができる。」を「公表するものとする。」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第一項の許可は、その許可に係る森林区実施計画の期間が経過した日にその効力を失う。

第十六條第九項中「前項の有効期間」を「前項の規定による有効期間の

終期」に改め、同条に次の一項を加える。

11 制限林の立木について第一項の許可を受けた者が森林区実施計画に定められた当該許可に係る制限林についての伐採に関する施業の要件に違反して当該制限林の立木を伐採したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができる。

第十九條中「又は同条第十項の許可の取消若しくはその内容の変更」を、「同条第十項若しくは第十一項の許可の取消又は同条第十項の許可の内容の変更」に改める。

第百八十七條の見出しを「(林業専門技術員及び林業改良指導員)に改め、同条第一項中「林業技術普及員及び林業経営指導員」を「林業専門技術員及び林業改良指導員」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 林業専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究を行い、及び林業改良指導員を指導する。

3 林業改良指導員は、左に掲げる事務を行う。

一 森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者に接して林業に関する技術及び知識を普及すること。

二 森林区実施計画の作成に関する事務及びその実施の指導を行うこと。

第百八十七條に次の一項を加える。

4 政令で定める資格を有する者でなければ、林業専門技術員又は林業改良指導員に任用されることができない。

第百九十五條中「林業技術普及員及び林業経営指導員」を「林業専門技術員及び林業改良指導員」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、森林法第百八十七條及び第百九十五條の改正規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ)の施行前にした森林法第十六條第一項の許可でこの法律の施行の際現にその効力を有するものに係る普通林の広葉樹の立木でこの法律の施行の際なお伐採が行われていないものの伐採については、改正後の森林法第十五條の規定にかかわらず、同条の届出書を提出することによらない。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 たいま議論となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告いたします。

現行森林法は昭和二十七年から実施せられ、この法律に基く第一期森林五年計画は昨年度をもって終り、おおよね所期の目的を達成したのであります。引き続き第二期森林計画を策定し、森林資源の保護培養とその生産力の向上に努力することになったのであります。そこで、この際、政府は、森林資源の現況と林産物供給の見通しの上に立脚し、林政方針の転換をはかるとして、本案を提出したのであります。

改正のおもな点について申し上げますと、第一は、普通林の広葉樹について、適正伐期齢未滿のもの伐採許可制度を廃止し、これを事前届出制に改めようとするものであります。第二は、針葉樹など引き続き許可制を実施する立木についての伐採許可の回数、年二回から四回に改めようとするものであります。第三は、都道府県知事の認定を受けた経営計画に従って施業する市町村有林等に対しては、森林区実施計画において定められた許容限度の範囲内で伐採を行う限りにおいては、伐採の許可を要しないこととした

しているものであります。第四は、制限林において、森林区実施計画に定められた要件に違反して伐採した者に対し、都道府県知事はその許可を取り消すことができるようにしたのであります。第五は、林業技術普及員及び経営指導員の制度を、林業技術改良普及制度に一元化し、林業専門技術員及び林業改良指導員に改め、その担当業務及び任用の資格を明確にしよとするものであります。

本案は、三日間にわたり質疑を行いました。四月十九日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決を行なつたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本法の実施に当り、行政の万全を期するため、自民、社会両党共同提案にかかる次の趣旨の附帯決議を付したことを申し添えておきます。すなわち、本法に基いて林政の転換をはかるに当り、森林資源の現況と林産物需要の趨勢にかんがみ、森林計画の編成の場合の広葉樹の適正な伐採、林種転換による人工造林の促進、林木品種改良事業の強力な実施、残存新成林の改良、公有林行政の刷新、畜産共用林野の整備拡充、森林組合の育成強化等について行政上遺憾のない措置を講ずるよう要請したものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

東北開発促進法案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、東北開発促進法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

東北開発促進法案を議題といたしました。委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員長五十嵐吉蔵君。

東北開発促進法案

東北開発促進法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、東北地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「東北地方」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。

第三条 内閣総理大臣は、東北開発審議会の審議を経て、東北開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、東北地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができ

(東北開発審議会の設置)
第四条 総理府に、東北開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

- 一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項
- 二 東北開発株式会社等の事業の基準となるべき事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、東北地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができ

第六条 審議会は、委員三十五人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人
- 三 関係行政機関の職員 十人
- 四 関係県の知事 七人
- 五 関係市長を代表する者 一人
- 六 関係町村長を代表する者 一人
- 七 開発促進計画に関し学識経験のある者 八人以上

3 前項第七号の委員の任期は、二年とし、当該委員は、再任されることを妨げない。当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)
第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)
第八条 審議会は、関係行政機関の職員に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができ

(開発促進計画に基づく事業の実施)
第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)
第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画につ

いて必要な調整を行うものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)
第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法の特例)
第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基く財政再建団体である原(以下「財政再建団体」という。)が

開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認められる限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 前項の財政再建団体に係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に該当するものうち、自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

3 地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項並びに前二項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが同法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行う場合において、当該県について準用する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して、第十二條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和三十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十一年度分の予算

に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。
(総理府設置法の一部改正)
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次のように加える。

東北開発促進法(昭和三十一年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	東北開発促進法(昭和三十一年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
--	--

(国土総合開発法の一部改正)
3 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第十四条に次の一項を加える。
2 東北開発促進計画と総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。
(経済企画庁設置法の一部改正)
4 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二 東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

「前四号」を「前五号」に改める。
第四条第二十号トの次に次のように加える。
チ 東北開発促進法(昭和三十一年法律第...号)第九條第五号の次に次の一号を加える。
六 東北地方の開発の促進に関する

「報告書は会議録追録に掲載」
「五十嵐吉蔵君登壇」
○五十嵐吉蔵君 たいだいま議題となりました東北開発促進法案につきましても、国土総合開発特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、東北地方における資源の総合的开发を促進し、もって国民経済の発展に寄与せんとするものであります。その要旨は、内閣総理大臣は東北開発審議会の審議を経て東北開発促進計画を作成し、その計画に基づいて国及び地方公共団体その他のものが事業を実施するとともに、経済企画庁長官は事業の円滑な実施をはかるため開発行政機関の調整を行うことになっております。また、一方、開発促進計画を実施するため政府は必要な資金の確保をはかり、かつ、国の財政の許す範囲において、その実施を促進することに努めなければならないことを規定するほか、

地方財政再建促進特別措置法に特例を設けまして、重要な事業については、国の負担割合を、通常の負担割合の二割引き上げの高率補助を行う等の措置を規定してあります。
本案は、去る三月二十六日本委員会に付託され、まず宇田国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり、あらゆる角度から慎重審議を重ねたのでありますが、これら質疑応答の内容は委員会議録に議ることといたします。
本日質疑を終了し、討論、採決の結果、次のごとく附帯決議を付して、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。
附帯決議を朗読いたします。

政府は左の諸点について遺憾なきより措置すべきである。
一、東北開発促進計画に基づく事業の実施に当つては、これに必要な地方債は、原則として資金運用部資金、その他の政府資金を以てこれに充てること。
一、本法が東北開発に関する特別法である趣旨に鑑み、法第十二条にかかる重要事業の決定に当つては、地方財政再建促進特別措置法に基づいて政令で定める指定事業は、少くとも重要事業と定めること。
一、東北における農業の開発、又は畜産の振興上の必要により、国有

林野について売却、貸付又は使用に關し関係県知事の意見の申し出があつたときは、国は国土の保全上支障のない限り、総合的な土地利用の見地から、知事の意見を尊重して、国有林野の売却、貸付又は使用について十分配慮すること。
右決議する。
以上であります。
これをもって御報告といたします。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十二分散会

- 出席国務大臣
- 労働大臣 松浦周太郎君
 - 国務大臣 宇田 耕一君
- 出席政府委員
- 大蔵政務次官 足立 篤郎君
 - 文部政務次官 稻葉 修君
 - 農林政務次官 八木 一郎君

朗読を省略した報告

一、去る十三日、内閣から、電波監理審議会委員に秋山龍君及び丹羽保次郎君を任命したので、電波法第九十九条の第三第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

一、去る十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

法務省設置法の一部を改正する法律

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

農林漁業組合再整備法の一部を改正する法律

土地改良法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

特定土地改良工事特別会計法

一、去る十七日益谷議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

国家消防本 横山 和夫
部総務課長

厚生大臣官房 川嶋 三郎
国立公園部長

一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、去る十七日議長において承認した横山和夫外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十八日内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十一年度第二・四半期における国庫の状況

一、去る十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

世耕 弘一君 戸塚九一郎君

馬場 元治君 阿左美廣治君

田中 角榮君 中山 マサ君

社会労働委員

中山 マサ君 世耕 弘一君

農林水産委員

永井勝次郎君

農工委員

阿左美廣治君 田中 角榮君

川俣 清音君 戸塚九一郎君

馬場 元治君 武藤運十郎君

運輸委員

井谷 正吉君

建設委員

一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

中山 マサ君 阿左美廣治君

田中 角榮君 戸塚九一郎君

馬場 元治君 世耕 弘一君

社会労働委員

世耕 弘一君 中山 マサ君

農林水産委員

川俣 清音君

農工委員

戸塚九一郎君 馬場 元治君

永井勝次郎君 阿左美廣治君

田中 角榮君 井谷 正吉君

運輸委員 武藤運十郎君

建設委員

一、去る十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 春日 一幸君

農林水産委員

石山 權作君 川俣 清音君

農工委員 佐々木良作君

運輸委員 井谷 正吉君

建設委員 足鹿 覺君

一、去る十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 佐々木良作君

農林水産委員

井谷 正吉君 足鹿 覺君

農工委員 春日 一幸君

運輸委員 石山 權作君

建設委員 川俣 清音君

一、昨十八日決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 坂本 泰良君(理事山田長司君昨十八日理事辞任につきその補欠)

一、昨十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 井手 以誠君

大蔵委員 有馬 輝武君

社会労働委員 山花 秀雄君

農林水産委員

石田 有全君 日野 吉夫君

農工委員 片島 港君

運輸委員 石山 權作君

通信委員 安平 鹿一君 片島 港君

建設委員 川俣 清音君

決算委員 小川 豊明君 小松 幹君

一、昨十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 淡谷 悠藏君

大蔵委員 山花 秀雄君

社会労働委員 有馬 輝武君

農林水産委員

石山 權作君 川俣 清音君

農工委員 安平 鹿一君

運輸委員 石田 有全君

通信委員

片島 港君 井手 以誠君

建設委員 日野 吉夫君

決算委員

神田 大作君 片島 港君

一、去る十六日国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 松澤 雄藏君(理事松田鐵藏君去る十六日理事辞任につきその補欠)

一、去る十六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員 椎名悦三郎君 篠田 弘作君

田中 利勝君

一、去る十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員 鈴木 直人君 夏福源三郎君

井谷 正吉君

一、去る十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

大橋 忠一君 仲川房次郎君

高岡 大輔君 藤枝 泉介君

一、去る十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

藤枝 泉介君 高岡 大輔君

仲川房次郎君 大橋 忠一君

一、昨十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員

林 唯義君

一、昨十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員 保科善四郎君

一、去る十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

臨時受託調達特別会計法案

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全通信従業員組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全国特定局従業員組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全専売労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全印刷局労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(アルコール専売労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全林野労働組合関係)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)

去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

臨時受託調達特別会計法案(内閣提出第一四七号) 大蔵委員会 付託
公共企業体等労働関係法第十六条第

二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(国鉄労働組合関係)(内閣提出、議決第二号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)(内閣提出、議決第三号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全国電気通信労働組合関係)(内閣提出、議決第四号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全通信従業員組合関係)(内閣提出、議決第五号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全国特定局従業員組合関係)(内閣提出、議決第六号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全専売労働組合関係)(内閣提出、議決第七号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全印刷局労働組合関係)(内閣提出、議決第八号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(アルコール専売労働組合関係)(内閣提出、議決第九号)

公共企業体等労働関係法第十六条第

二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全造船労働組合関係)(内閣提出、議決第一〇号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(全林野労働組合関係)(内閣提出、議決第一一号)

以上十件 社会労働委員会 付託
昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号) 予算委員会 付託

去る十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案
引揚者給付金等支給法案

去る十七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

建築基準法の一部を改正する法律案

去る十七日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
輸出入取引法の一部を改正する法律案
去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二二号)(参議院送付)

去る十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(予)

去る十七日参議院において、第二十五回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

去る十七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

特定土地改良工事特別会計法案
去る十八日内閣から提出した議案は次の通りである。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案

去る十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案
去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案(内閣提出第一四九号) 科学技術振興対 付託

去る十八日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(伊藤道雄君外六名提出、参法第四号)(予) 大蔵委員会 付託

去る十六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員渡邊惣蔵君提出北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問に対する答弁書

北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十三年四月八日
提出者 渡邊 惣蔵
衆議院議長谷本秀次殿

北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問主意書
現在、北海道は民間放送二局を充分維持できる経済力をもちながら、民間放送が一局しか免許され

昭和三十三年四月十九日 衆議院会議録第三十四号 議長報告

ておらず、しかも今度のテレビジョンのチャンネル・プランの発表によれば、「一般放送事業者による放送を併立させることに特に意義があると認められる重要地区について併立を可能にする」方針が樹てられたのであるが、北海道は民間放送の併立が可能視される地区から、その第一次案には除外された恰好になつたのであるが、その除外された理由を承りたい。

一 北海道の開発は第二次五箇年計画に入り、今後産業の発展とともに人口の増加が確実に約束されており、その最終年度には七十万を増加し、五百五十万となる計画である。また北海道文化の向上と北海道開発促進の上からも、あるいは言論情報の独占的支配を排除する意味からも北海道に「テレビ局の二局併立を許す」意義ある地区と考へるが、政府の所見いかん。

一 マスコミュニケーションの大きな役割をもつ放送事業(ラジオ、テレビ)が、北海道において従来通り一局によつて支配され、かつそれが一局しかないという事は地域の言論の独占形態をつくることになり、これは放送法の趣旨にも反するものであり、その地域住民にとつては誠に不幸といわなければならない。特に地理的条件に恵まれていない北海道を再考さ

れ、少なくとも二系統のテレビ電波を入れる必要があると思うが、この点について政府の明確な所見を承りたい。

昭和三十三年四月十六日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員渡邊徳蔵君提出北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡邊徳蔵君提出北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問に対する答弁書

先般郵政省が発表しましたテレビジョン・チャンネルの割当案の作成にあつて、郵政省におきましては、まず、基本的に日本放送協会及び一般放送事業者による放送をもつて、それぞれ全国主要地区をカバーすることを図り、特に、一般放送事業者(商業放送)を併立させることに意義があると認める地区に限つてその併立を可能ならしめるように策定したものであります。それは、社会的、経済的諸事情を十二分に考慮しなければならぬことはいふまでもありません。

そしてこの場合、第一次的には、きわめて多額の経費(建設費及び運用費)を要するテレビジョン放送の健全なる発達を図りうるようにすることが緊要な問題であります。この健全な運営ができる十分な見通しがあつた場合に複数局を認めるのが適当な措置と考へます。

ところで、現在までの状況としましては、北海道地区は、経済的事情及び番組中継に要するマイクロ回線事情等から一般商業放送を複数に設置するには、時期を得たものではないと考へた次第であります。

ただし、将来において、前述のような問題点を考慮する必要がなくなり、商業テレビの併立を必要かつ適当とするに至つた場合には、北海道内の若干の地域に新たに周波数の割当を行うことは十分考慮に値するものと考へられます。

右答弁する。

頁	段	行	誤	正
五九	四	末	六	
五九	五	六	六	
五九	六	八	八	
五九	八	八	八	
五九	九	八	八	
				第五十八条
				第五十八条
				ノ二

衆議院會議録第二十八号中正誤

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)

發行所 東京都新宿区市谷本村町五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一三三